

国民健康保険に加入している 出産予定の方へ

令和6年1月1日から
産前産後期間相当分の国民健康保険税が軽減されます！

対象となる方

- 令和5年11月1日以降に出産予定の国民健康保険被保険者の方が対象です。
妊娠85日（4ヶ月）以上の出産が対象です（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含みます）。
- 出産予定日の6ヶ月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。

免除期間

- その年度に納める保険税の所得割額と均等割額から、出産予定月（又は出産月）の前月から出産予定月（又は出産月）の翌々月（以下「産前産後期間」）相当分が減額されます。



対象期間

※多胎妊娠の場合は出産予定月（又は出産月）の3ヶ月前から6ヶ月相当分が減額されます。

- 保険税が減額された場合、払いすぎになった保険税は還付されます。

届出に必要な書類

- ① 届出書
- ② 母子健康手帳など
- ③ 本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）

お問い合わせ先

- 那須町 税務課 庶務諸税係
TEL 0287-72-6936
- 那須町 住民生活課 医療保険係
TEL 0287-72-6909

